

学 位 論 文 題 名

農地の保全・管理における公企業の機能と存立意義

－北海道における「農業公社」の有効性の検討－

学位論文内容の要旨

本論文は、自治体レベルで展開するいくつかの公企業の中から農地の流動化や保全・管理に関与している組織を「農業公社」と定義づけ、その機能と存立意義を明らかにすることを課題としている。農業情勢の悪化に伴い、地域資源のひとつである農地の利用の粗放化が全国的に著しく進行し、「農業公社」に対する期待がひととき高まっているからにはほかならない。以上の課題を明らかにした上で、北海道という農業中核地帯における「農業公社」の有効性について検討することが第二の課題である。それは、これまで「農業公社」のような支援組織がほとんど設置されてこなかった北海道においても、耕地面積の減少や耕作放棄地の増加など、農地利用の粗放化が進行しており、それへの対応が緊急の課題となっているからである。

以上の序章を受けて、第1章以降は2つの課題に対応した2部構成をとっている。第1部『農業公社』の実態と課題（第1章～第3章）では都府県の既存の「農業公社」の実態分析に、また第2部「北海道における農地保全・管理の組織的対応」（第4章～第7章）では北海道における「農業公社」類似組織の実態分析にそれぞれ焦点をあてている。

まず、第1章においては、「農業公社」を含む農業に関わる公企業の史的展開と研究動向を確認し、「農業公社」の類型化を行うことで本論文のフレームワークを示している。

「農業公社」は、受託組織と農地保有合理化法人の資格を有する市町村農業公社に二分でき、さらに担い手の定着状況に着目すると、農地の保全・管理を自営する「農地保全・管理対応型」と保有合理化事業に重点をおく「農地流動化対応型」の2つに区分することができる。これらの中から本論文では、主に中国地方で展開する「農地保全・管理対応型」の「農業公社」に焦点をあてている。それは、将来的な担い手の確保が困難であるために農地利用の粗放化が進行している点で北海道と中国地方が類似性を有するからである。

第2章及び第3章では、既存の「農業公社」の実態分析を通じ、「農業公社」の有する基本的な課題を整理し、同時に「農業公社」が大規模遊休農地の保全・管理に対応可能であることを明らかにしている。ここで事例として取り上げているのは、有限会社千代田町農林建公社、有限会社ファームランド広島（以上、受託組織）、財団法人賀陽町農業公社、社団法人横田町農業公社、そして中国地方同様、担い手の脆弱化と農地利用の粗放化が著しい新潟県の財団法人津南町農業公社（以上、市町村農業公社）の5組織である。これらの実態分析を通じ明らかになった点は、以下のとおりである。第一に、「農業公社」の機

能は農地の保全・管理という不採算事業であることから、他の収益事業を兼営しやすい営利法人形態か、地域住民のコンセンサスを得た上で公的補助を得る公益法人のいずれかであること。第二に、将来的な担い手の定着が希薄な地域における市町村農業公社は、管理耕作地を活用した担い手の育成に活路を見いだすべきであること。第三に、「農業公社」は、財政負担を伴うために設立が困難であるため、国や都道府県による支援が求められること、である。

続く第2部では、視点を北海道に移し、既存の「農業公社」類似組織の機能と到達点を明らかにするとともに、その農地保全・管理に関する限界性を指摘することで北海道においても公的支援が不可欠であることを示している。冒頭にあたる第4章では、北海道における「農業公社」設立が必然化している背景を統計データ等から整理するとともに、農地流動化に大きな役割を果たしてきた北海道農業開発公社の農地保有合理化事業の限界性をも明らかにする。

第5章では、野菜振興に寄与する労働力支援組織として、有限会社厚沢部町農業振興公社を取り上げている。この組織によって作業委託農家の労働は軽減されたものの、多くの農家が野菜などに経営の重点を移したため、相対的に収益性の低い土地利用型部門の農地利用の粗放化が見られる。そのため、労働力支援機能にとどまらず、農地の保全・管理機能を加えることが求められていることを明らかにしている。

第6章では、農協による農作業受託事業として北海道北部の中山間地域に位置する下川町農協を取り上げている。ここでは、農協の農作業受託事業によって、町の耕地面積の10%が保全・管理されている。この事例は先進的なものであるが、農協の経営問題が激化し、広域合併が推進される中にあることは、農協が不採算部門に取り組むことには限界があり、公的部門の参入が必要であることを農協の経営分析のなかから指摘している。

第7章では、北海道が担い手のいない優良農地の受け皿組織として育成している「地域連携型法人」を取り上げている。事例は美瑛町の農事組合法人丘の里ヘルシーファームと清水町の有限会社メロディーファームである。この法人は、公共部門に属する組織ではないため、農協による受託事業同様、採算性に乏しい農地の保全・管理に積極的に関与することがないという限界性を有する。ただし、清水町の事例にみるように、「農業公社」やコントラクタなど、町が主体となって設立した組織と分業体制を取りながら事業を実施するならば、「地域連携型法人」の有する優良農地の受け皿機能は、より効果的となることが明らかにされている。

そして終章では、これらの実態分析を通じ、農地の保全・管理に果たす「農業公社」の機能と意義を再整理した上で、北海道におけるその有効性に関して総合的な考察を行っている。その結論は以下の通りである。第一に、農地の適正な保全・管理を行うためには、都府県にとどまらず北海道においても公的支援の導入が不可欠であること、また、こうした支援は条件の不利な限界地においてとりわけ求められること。しかし、第二に、国や都道府県レベルの支援は現状においては不十分であり、その強化が求められること。それとともに地域の実状を踏まえた市町村レベルでの支援も不可欠であり、その典型的な手法が「農業公社」による農地の保全・管理であるということである。

とはいえ、「農業公社」を設置すればすべてが解決するというわけではなく、「農業公社」は農家ないし集落の機能の一部を代替するための支援組織に過ぎない。したがって、

地域農業が円滑に展開するためには、農家や法人などの私的部門の確立が大前提であり、そのために「農業公社」は、これらの経営を取り込んだ地域システムを創造する必要があるとしている。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 太田原 高 昭

副 査 教 授 黒 河 功

副 査 助教授 坂 下 明 彦

学 位 論 文 題 名

農地の保全・管理における公企業の機能と存立意義

－北海道における「農業公社」の有効性の検討－

本論文は、序章、終章を合わせ9章からなる総頁数155ページの和文論文である。図27、表34、和文129の引用・参考文献を含み、他に参考論文5編が添えられている。

本論文は、自治体レベルで展開するいくつかの公企業の中から農地の流動化や保全・管理に関与している組織を「農業公社」と定義づけ、その機能と存立意義を明らかにすることを課題としている。農業情勢の悪化に伴い、地域資源のひとつである農地利用の粗放化が全国的に著しく進行し、「農業公社」に対する期待がひととき高まっているからである。以上の課題を明らかにした上で、北海道という農業中核地帯における「農業公社」の有効性について検討することが第二の課題である。それは、これまで「農業公社」のような支援組織がほとんど設置されてこなかった北海道においてさえ、耕地面積の減少や耕作放棄地の増加など、農地利用の粗放化が進行しており、それへの対応が緊急の課題となっているからである。

以上の序章を受けて、第1章以降は2つの課題に対応した2部構成をとっている。第1部『農業公社』の実態と課題（第1章～第3章）では都府県の既存の「農業公社」の実態分析に、また第2部「北海道における農地保全・管理の組織的対応」（第4章～第7章）では北海道における「農業公社」類似組織の実態分析にそれぞれ焦点をあてている。

まず、第1章においては、「農業公社」を含む農業に関わる公企業の史的展開と研究動向を確認し、「農業公社」の類型化を行うことで本論文のフレームワークを示している。

「農業公社」は、受託組織と農地保有合理化法人の資格を有する市町村農業公社に二分でき、さらに担い手の定着状況に着目すると、農地の保全・管理を自営する「農地保全・管理対応型」と保有合理化事業に重点をおく「農地流動化対応型」の2つに区分することができる。これらの中から本論文では、主に中国地方で展開する「農地保全・管理対応型」

の「農業公社」に焦点をあてている。それは、将来的な担い手の確保が困難であるために農地利用の粗放化が進行している点で北海道と中国地方が類似性を有するからである。

第2章及び第3章では、既存の「農業公社」の実態分析を通じ、「農業公社」の有する基本的な課題を整理し、同時に「農業公社」が大規模遊休農地の保全・管理に対応可能であることを明らかにしている。事例分析として、中国地方と新潟県の2つの受託組織、3つの市町村農業公社が取り上げられている。

第2部では、北海道を対象として、既存の「農業公社」類似組織の機能と限界性を明らかにしている。その冒頭にあたる第4章では、北海道における「農業公社」設立が必然化している背景を統計データ等から整理している。

第5章では、野菜振興に寄与する第三セクターの労働力支援組織を、第6章では農協による農作業受託事業を、第7章では北海道で独自に育成している「地域連携型法人」を取り上げている。ここでは、各事例の先進性を確認するとともに、農地利用の粗放化の一層の進展による新たな「農業公社」設立の必然性が導かれている。

終章では、以上の実態分析から農地の保全・管理に果たす「農業公社」の機能と意義を再整理した上で、北海道におけるその有効性に関して総合的な考察を行っている。その結論は以下の通りである。第一に、農地の適正な保全・管理を行うためには、都府県にとどまらず北海道においても公的支援の導入が不可欠であること、また、こうした支援は条件の不利な限界地においてとりわけ求められること。しかし、第二に、国や都道府県レベルの支援は現状においては不十分であり、その強化が求められること。それとともに地域の実状を踏まえた市町村レベルでの支援も不可欠であり、その典型的な手法が「農業公社」による農地の保全・管理であるということである。

以上、本論文は現段階における農地保全のための地域システムのあり方を公企業論の立場から明かにし、北海道における「農業公社」設立の意義を提起した先駆的研究と評価することができる。よって審査員一同は、井上誠司が博士（農学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認めた。